

質問書

1) 震災がれきの広域処理についての基本姿勢について

質問1：震災がれきの受け入れを進めるのは、被災自治体で処理が進んでいない実情を考え、受け入れることによって復興が進むと考えた故か？

質問2：被災自治体が、当該自治体で処理ができると考えた時には、受け入れを止めるのか？

質問3：安全性について次の3択の中から選択を。

イ) 環境省の基準に従えば、安全性は確保できる

ロ) 大阪府や大阪市の独自の基準乃至納得できる基準が必要

ハ) その他

2) 環境省の広域化政策について

国・環境省は、災害廃棄物特別措置法第6条によって、広域化に対して費用負担、協力要請、国有地の貸与などを行い協力する旨をうたっている。その上で、広域化を含むがれきの処理費を予算計上したり、受け入れ自治体の設備補助のための予算立てをしたり、広報費などを使っている。

質問4：この国・環境省の広域化政策に対してどのように考えるか？3択から

イ) 賛成

ロ) 国の広域化予算は、被災自治体の処理費用を補助する名目で出され、国税の出費を行う。予算化の前に、被災自治体で処理できるかどうかを精査すべき。

ハ) その他

質問5：環境省の広域化政策に対して関西広域連合で質問書を出している。

放射性物質についての安全基準が従来の100Bq/kgから8000Bq/kgに緩められ、現状2重スタンダードになっている点や、水溶性が高いセシウムの埋め立て処分問題や、被災自治体での処理方針が明確になっていない点を問うものだった。それへの環境省の答弁は、不十分に見えたが以下にお尋ねする。3択から

イ) 答弁は理解できたので今回受け入れる。

ロ) 答弁は不十分だが今回受け入れる。

ハ) その他

3) 国・環境省の広域化政策の重大な瑕疵について

環境省は、被災県がすでに民間業者に業務委託していたがれきを、まだがれきがあるかに偽ってカウントして、架空の予算計上をしていた。がれきの広域化は、宮城県、岩手県の2県で合計約400万トン。その内約9割の344万トンを宮城県が占めていた。宮城県のほぼ過半を占める石巻ブロックでは、同ブロックの市町村（石巻市、女川町、東松島市）から県が処理するように受託した量は、685万トンで、その全量は、民間業者に業務委託していた。にもかかわらず、石巻ブロックでは、293万トンは、広域化が必要と発表され、全く架空にカウントされていた。表1参照。（後掲）

質問6：この事例について次の3択から答弁願いたい。

イ) この場合国・環境省の広域化は、復興予算の流用化にあたる。中央官僚機構による行政の私物化であり、広域化は即刻中止して、事態の解明に入る必要がある。

ロ) 架空のカウントなどないと信じたい。

ハ) その他

質問7：環境省は、この事実がインターネットなどで指摘されるようになった後に、それまでの方針を大きく変えた。がれきの発生量の見直し後（2012年5月21日）にも環境省自身「災害廃棄物推進量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進について（H24年5月21日）」（環境省リサイクル対策部）で、宮城県発のがれきの広域化を16都府県に進めるとしていたのを、同年8月7日の環境省の「工程表」では、大幅に縮小させた。

こうした事実を知っていたか？

4) 被災県の動きについてその1

宮城県では、石巻ブロックに大きな動きがあり、宮城県が受託していた685万トンのがれきの全量を鹿島JVに業務委託していたため、今年9月議会で鹿島JVへの業務委託契約を契約変更する提案を行った。表2参照。

鹿島JVとの契約量は、がれきで685万トンから310万トンに375万トン縮小した。その上で新たに北九州市と2万3千トンの契約を結び、東京都下三多摩地域の自治体とは、総量で1万1千トンの契約を結んだ。

鹿島JVとの契約金額は、1トン当たり約2万円。北九州市とは、76,544円、東京都とは、61,318円の契約だった。

宮城県は、業務委託契約を契約変更し、高い契約に切り替えるということを行っているが、このようなことが、環境省の広域化政策の下に行われていた。

質問8：以下3択でお答えいただきたい。

イ) このようなことが事実だとしたら、広域化を名目に国の予算が無駄に使われていることになる。この際広域化自体を見直しする必要がある。

ロ) それは宮城県の事であり、大阪が受け入れようとしているのは、岩手県だから問題な

- い。
- ハ) その他

5) 被災県の動きその2

大阪府と大阪市が契約を結びがれきの受け入れを諮ろうとしている岩手県も、宮城県同様がれきの処理量については、変更が激しい。

実際大阪府。大阪市の説明でも、6月27日の資料では、岩手県の広域化必要量は、120万トンと説明していたが、8月31日の説明会では、42万トンになっている。

がれきの発生量の見直しは、5月21日であり、それ以降変更する要因は考えられない。当初の120万トンと言うのが適当であったか、それとも今回の42万トンが適当なのか？

質問9：がれきの広域化必要量と言う一番基本になる数値が、曖昧では、宮古市から大阪に持ってくるという量やその必要性も疑わしくなる。大阪府は岩手県に問合わせをして、本当に必要なのか？その根拠をはっきりさせるべきと考えるが如何？

質問10：大阪に持ってくるがれきは、木くずが主だと言っていたが、事実か？試験焼却の時には、木くずが95%のものを資料として試験したが、持ってくるのはそれに近いものか？

質問11：契約上再々委託は、禁止されているが、大阪市の焼却施設から埋め立て処分場に運ぶのは、大阪府が自ら行うのか？委託するのか？また埋め立て処分は委託しているのか？

以上

以下資料 表掲載

表1 宮城県と石巻Bのがれき量の推移

	当初			見直し後			
	発生量	県受託量	広域化計画	発生量	県受託量	広域化計画	
宮城県	1819, 4	1107	344	1200, 4	676	127	
石巻B	石巻市	638, 3	581	—	445, 8	308	
	東松島市	156, 8	84	—	83, 8	3	
	女川町	51, 2	21	—	28, 6	1	
	計	846, 3	685	293	558, 2	312	73(*1)

表の出典

*発生量(当初)：「災害廃棄物処理施設建設工事等を含む災害廃棄物処理業務(石巻地区)の概要(H23.9.16宮城県生活環境部)」

*県受託、石巻B受託量(当初&見直し後)：「宮城県H24年5月21日記者発表資料」

*発生量（見直し後）：「沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況（H24年5月21日）」（環境省）

*広域化計画量（当初）：環廃対発第12031600号&別紙

*広域化計画量（見直し後）：「災害廃棄物推進量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進について（H24年5月21日）」環境省リサイクル対策部

表2 宮城県（石巻B）の鹿島JVとの業務委託契約の変更前と後の内容

1、処理量(県の業務対象量)	単位:万トン			
	変更前	変更後	増減	
木くず	115	4	-111	
混合物(可燃・不燃)	431	223	-208	
コンクリートくず	112	62	-50	
アスファルトくず	19	1	-18	
金属くず	8	6	-2	
その他	—	14	14	
小計	685	310	-375	
津波堆積物	292	43	-249	
合計	977	353	-624	